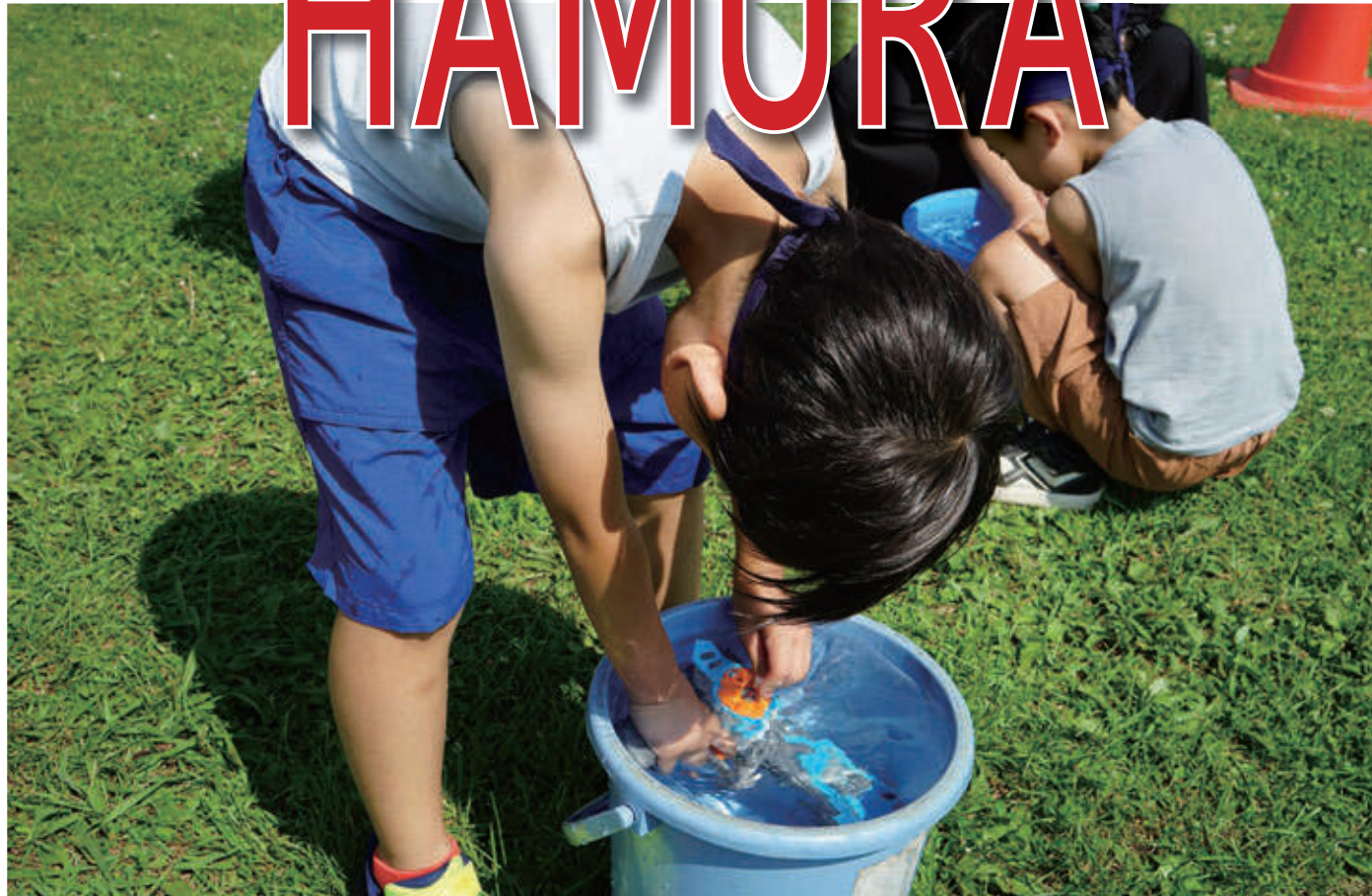


HAMURA



～特集～

暑さをうちぬけ!

みんなで水てっぽう大会!

2026
8.15
No.1171

令和8年度 夏季花いっぱいコンクール(春季植栽分) 審査結果

問合せ 産業振興課商工観光係 ☎ 667 / 観光協会 ☎ 555-9667



5月24日に行った春の花いっぱい運動で、花を植えた街路・花壇を7月14日に審査しました。
参加された団体の皆さんありがとうございました。

町内会・自治会、事業所、学校・幼稚園の部(街路)

★最優秀賞
富士フレイバー(株)



✧優秀賞



小作台東町内会



五ノ神中町内会

★優良賞

本町第一町内会、神明台上町内会

町内会・自治会、事業所・団体の部(花壇)

★最優秀賞
五ノ神中町内会



✧優秀賞



本町第一町内会



田ノ上第一町内会

★優良賞

本町第二町内会、富士見平第一町内会、緑ヶ丘第二町内会

学校、幼稚園・保育園の部

★最優秀賞
羽村第二中学校



✧優秀賞



小作台小学校



さかえ幼稚園

★優良賞

羽村西小学校、武蔵野小学校

はい!

こちら消費生活センター

ご注意ください! あなたも遭うかも? こんなトラブル

訪問購入にご注意を! 問合せ 消費生活センター ☎ 641

寄せられた相談事例

一人暮らしの高齢の方の家に買取業者から「不要な衣類や食器を買い取る」と電話があり、使わない食器があるので、業者に来てもらうことにした。数日後、業者が訪問してきたが、食器には目もくれず、「貴金属はないか」としつつく聞かれ怖くなり、アクセサリ数点を見せたら、数万円で買い取るといわれ、仕方なく応じてしまった。中にはお気に入りの指輪もあったので、取り戻したい。

消費生活センターの対応

相談者に、訪問購入(押し買い)はクーリング・オフができることを説明し、クーリング・オフ通知の書き方、出し方も併せて説明しました。消費生活センターから相手業者にクーリング・オフする旨と指輪などの保身を依頼したところ了承され、後日、返却されました。※クーリング・オフ: 購入の申込みや、契約した日(書面を受け取った日)を含めて8日以内であれば、無条件で申込みの撤回や契約の解除が可能となる制度。

トラブル防止のアドバイス

訪問購入は契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフできますが、一度物品を引き渡してしまうと、物品が返還されないことがあります。注意してください。また、店舗で売却した場合は、クーリング・オフ制度の適用はありません。

○売るつもりのない貴金属などの売却を迫られても、むやみに見せず、きっぱり断りましょう。

○売却する場合は、必ず契約書を受け取り、すぐに物品の種類や買取価格、事業者の連絡先などを確認することが大切です。

○業者には一人でも対応せず、家族や周囲の人に同席してもらいましょう。

消費者トラブルに遭ってしまったときや不安に思ったときは、早めに消費生活センターに相談してください。



市公式サイト



羽やすめ



X



Facebook



Instagram



YouTube



LINE

